

特許 & 技術レポート

河 合同特許法律事務所/SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

2018-08

ハイライト：

海外デザイン出願がより便利に！	1
特許法院2018. 6. 8宣告2017HE08503の判決 [権利範囲確認 (特)]	2
特許法院、国際裁判第1号 施行 … 外国企業の英語弁論が可能に	3
遺伝子ハサミの特許増加 … 「プラットフォームよりも応用技術↑」	4
入手困難な「シュプリーム」、街頭にあふれている訳は？	5
AI感染の有無を直ちに判別できる新技術	6



海外デザイン出願がより便利に！

-韓-中デザイン優先権書類の電子的交換サービススタート-

今後、出願人が中国にデザイン出願する場合、優先権証明書類を中国特許庁に直接提出しなくてもよい。

特許庁は、中国とデザイン優先権証明書類を電子的に交換するためのシステム構築を完了し、7月20日(金)から本格的な運用に入った。

出願人は、優先権証明書類の発給を受けた後、海外の特許庁に国際郵便で送るため手間がかか

り、特許庁では、紙で受け付けた優先権証明書類を電子化するための行政費用を負担しなければならなかった。

このような問題を解消するために、特許庁では2015年の「意匠五庁 (ID5)」会合で優先権証明書類の電子的交換を巡る議論をスタートし、2017年の韓中特許庁長会談を通じて両国間のデザイン優先権証明書類の電子的交換を実施することで電撃的に合意した。

かかる合意により特許庁は、優先権証明書類を電子的に交換できる制度的根拠をデザイン保護法の改正などを通じて整え、実質的な交換のためのシステム開発を完了させた。

今後は、韓国と中国との間の優先権主張出願に関して、出願人が出願書に出願番号など関連情報のみを記載すれば、韓国特許庁と中国特許庁が出願人に代わって当該優先権証明書類をオンライン上で交換することになった。

特許庁は、「これまでに国家間でデザイン優先権証明書類を電子的に交換した事例はなく、今回の韓国と中国との交換が世界初の例」だとし、「今後、出願人の便益改善に向けて電子的交換の対象を米国、日本、欧州などに拡大できるよう努力する」と明らかにした。



特許判例

特許法院2018. 6. 8宣告2017HE08503の 判決【権利範囲確認（特）】

特許発明と確認対象発明は均等関係になく、確認対象発明が特定されたと見る事例

〈事件の概要及び判示の要旨〉

請求項1の発明の第1シート紙は、①第1 PPフィルム層と、②内側に全体の厚みの半分のみ穿孔して形成した「ハーフカット穿孔部」を形成し、一側には磁気粘着強度を形成している第2 PPフィルム層と、③磁気粘着強度を形成している第1 PEフィルム層とを同時に共押し成形して形成されるものである。ところが、請求項1の発明の「第1シート紙」に対応する確認対象発明の「内紙」には、何よりも上記のように内側に全体の厚みの半分のみ穿孔して形成した「ハーフカット穿孔部」を形成し、一側には、磁気粘着強度を形成している「PP (Polypropylene)」フィルム層を含む構成が欠如したまま、半透過性材質として「如何なる形の穿孔も形成されておらず」、「PE (Polyethylene)」材質からなる内紙に変更されている。したがって、請求項1の発明の請求範囲に記載された各構成要素が、確認対象発明にそのまま含まれていると見ることはできない。

さらに、確認対象発明の上記のような変更構成は、請求項1の発明の請求範囲に記載された構成と均等なものとする見こともできない。請求項1の発明において、上記のようにハーフカット穿孔部を形成し、一側に磁気粘着強度を形成している第2PPフィ

ルム層を含む第1シート紙の構成が基になっている技術思想の中核は、従来の高価なナイロン層形成や粘着剤塗布に代わって「ハーフカット穿孔部」が形成された第2「PP」フィルム層と第1 PEフィルム層に「磁気粘着強度」を付与することで、製造原価を削減して加工時間を短縮することにあると理解される。ところが、確認対象発明の内紙は、その外側に表面紙のみ剥離するように表面紙と共に積層される半透過性「PE」材質であって、「如何なる形態の穿孔も形成されていない」ものである。そうであれば、確認対象発明の上記のように変更された「内紙」の構成は、請求項1の発明の「第1シート紙」の構成と同一の課題解決の原理に基づくものとは言えず、そのような変更によっても、請求項1の発明と実質的に同一の作用効果を示すと見ることもできない。したがって、確認対象発明は、請求項1の発明の構成と同一、又は均等なものとは言えない。

確認対象発明の説明書に、特許発明の構成要素と対応する具体的な構成が一部記載されていなかったり、不明確な部分があるとしても、残りの構成のみで確認対象発明が特許発明の権利範囲に属するかどうかを判断できる場合には、確認対象発明は特定されたものとするのが相当である（大法院2010. 5. 27. 宣告2010HU296の判決など参照）。原告が指摘するように、確認対象発明の説明書に特許発明の第1・第2シート紙に対比される表面紙・内紙という剥離フィルムの詳細な層間構造に関して記載されていないとしても、上述のとおり、残りの構成のみでも確認対象発明が特許発明の権利範囲に属していないと判断できる以上、確認対象発明は、特許発明と対比できる程度に特定されていると見るのが相当である。

孔子家門の酒、孔府家酒 あるいは 孔寶家酒？

中国の白酒『孔府家酒』と似た名前の『孔寶家酒』は、商標として使用できないという法院の判断が下された。ソウル中央地方法院の民事合議60部は、孔府家酒の輸入販売業者KFJコリアが、孔寶家酒の輸入業者である金龍を相手取った商標権侵害差止等

の仮処分申立を認容したと明らかにした。



〈孔府家酒(左)と孔寶家酒(右)の標章/
ソウル中央地法提供〉

中国の白酒である『孔府家酒』は、孔子の祭祀を行うために用いられた酒に由来している。1984年、中国の孔子文化祭の専用酒として指定され、2001年には中国10大文化銘酒に指定された。一方、孔府家酒を輸入・販売してきたKFJコリアは、2013年に商標を登録した後、金龍の『孔寶家酒』が、自社の商標権(孔府家酒)を侵害しているとして3月に法院に仮処分を申し立てた。

金龍側は、裁判において、一般の需要者は『孔府家酒』と『孔寶家酒』を混同しておらず、孔寶家酒は、孔府家酒の商標が登録される前の2003年から継続して用いてきたため、不正競争の目的はないと主張した。

しかし、裁判部は、「孔府家酒は、孔子の祭祀を行うために用いた酒に由来した商品であり、中国の孔子文化祭の専用酒と中国10大文化銘酒に指定されている」とし、「孔寶家酒は、全体的に孔府家酒と標章が似ており、消費者が出所を誤認する恐れがある」と判断した。

さらに裁判部は、「金龍は、孔府家酒が韓国で商標登録される前に、孔寶家酒を韓国で先に販売していたと主張するが、孔府家酒はそれ以前に中国で『孔子家門の酒』として広く知られていた」と指摘した。また、「金龍は孔寶家酒を販売しつつ、『孔子の子孫が祭祀を行うために作り始めたもの』という広報も行っており、使用に不正競争の目的がなかったと見るのは困難」と説明。結果として、「金龍は、孔寶家酒の商標を包装や名刺、広告宣伝物などに表示したり、孔寶家酒を輸入・販売してはならない」という決定を下した。

KFJコリアは、中国メーカーから2018年3月～2019年12月まで韓国における孔府家酒の独占輸入・販売権を獲得している。しかし、金龍が2006年から孔寶家酒を韓国に輸入・販売してきたため、「類似商標商品を販売して不正競争をしている」とし、商標権使用差止めを申し立てていた。

紛争

特許法院、国際裁判第1号 施行 … 外国企業の英語弁論が可能に

特許法院で、韓国第1号の国際裁判を実施する。国際裁判を申請した外国企業は、外国語での弁論が可能となった。

特許法院2部は、オーストラリアの鉄鋼会社であるブルースコープ・スチール社が特許庁を相手取り提起した拒絶決定の取消訴訟で、外国語弁論を許可したと明らかにした。

ブルースコープ・スチールが申請した今回の国際裁判は、被告人の特許庁が同意して実施することになった。なお、今後当該訴訟件は、特許法院国際裁判部の特許3部にて進められる予定だ。

ブルースコープ・スチールは、「金属コーティングされた鋼鉄ストリップ」という発明に関して、2010年に韓国特許庁に特許出願した。しかし、特許庁は2015年2月に「通常の技術者が容易に発明できる」として、特許申請を受け入れず、特許審判院も、ブルースコープ・スチールが特許庁の決定を不服として申し立てた審判請求を棄却した。これよりブルースコープ・スチールは、特許庁を相手取り審理決定の取消しを要求する訴訟を4月に提起し、国際裁判を申請した。

ブルースコープ・スチールの国際裁判は、2017年12月に新設された法院組織法62条2項を基にしている。2018年3月に施行された改正法院組織法では、当事者が法廷で通訳なく外国語で弁論することを許容するものだが、今はまだ英語のみ可能だ。裁判部

は国語主義原則に従って韓国語で訴訟を指揮して判決文も韓国語で作成するが、円滑なコミュニケーションのために、通訳者が同時通訳し、判決文の翻訳版を提供する。

ただし、特許法院は、国際裁判は便宜供与を超え、国外の当事者にとってより有利にはならないと釈明した。また、「韓国の当事者に対する逆差別のおそれを払拭するために、韓国の当事者には外国語の使用を強制しない」として、「判決文の翻訳版が提供され、同じ特許権に関連した訴訟が複数の国家で行われる場合、有力な参考資料となり得る」と説明した。

出願動向

遺伝子ハサミの特許増加…「プラットフォームよりも応用技術↑」

遺伝子の編集技術に関する韓国の特許出願が大きく増えたことが分かった。特に第3世代の遺伝子の矯正技術であるクリスパー (CRISPR) が開発されてからは、プラットフォームよりも応用技術に関する特許が増加する傾向にある。クリスパーを用いた産業化の試みが本格化するサインだと解釈できる。

特許庁によると、最近、遺伝子編集活用技術を中心とした、動植物の遺伝子の矯正を可能にする遺伝子編集に関する特許出願が大きく増えたという。関連の出願は、2008年以降大幅に増加し10年間で15倍となった。また、最近3年間の出願件数は、それ以前の3年間に比べ78%増加している。

遺伝子の編集は、遺伝体の特定位置で自由自在にDNAの構造を変化させる技術を総称するものであり、人工DNA切断酵素である「遺伝子ハサミ」は、そのうちの代表的な技術だ。遺伝子の編集技術が、生物体を新たにデザインする技術である「合成生物学」との連結により、今後の出願件数がさらに増える見通しだ。

最近10年間の出願人別の動向をみると、韓国人と外国人の出願件数は、それぞれ138件 (41%) と159件 (59%) で、外国人の割合がより大きい。韓国人の出願

は大学や研究所が68%で企業 (32%) よりも2倍以上多いが、外国の出願人は、企業の出願が57%を占めている。

その理由として特許庁は、外国の場合、研究者の多くが会社を設立して、多国籍製薬会社から資金援助を受けて研究開発を行っているからだと説明している。

技術分野別動向を見ると、遺伝子編集のプラットフォーム (基盤) 技術に関する出願は、第3世代の遺伝子ハサミが初めて開発された2012年以降に急増し、2014年に出願件数が頂点に達した後、徐々に減少している。一方、遺伝子編集の応用技術に関する出願は、2012年以降、持続的に増えている。関連した研究の方向が、実際の疾病治療や生物の再設計に適用する方向に変わってきているものとみられる。

特許庁のバイオ審査課長は、「遺伝子の編集技術は、第4次産業革命時代のバイオ分野の中核技術」だとし、「韓国は、遺伝子編集の基盤技術を保有しているだけに、今後、韓国企業が国内外の市場で競争力を備えるためには、応用技術の開発と共に特許権確保のための努力をしなければならない」と強調した。

暑さが増す地球、環境にやさしい 第4世代冷媒で冷やす

オゾン層破壊の主犯であるフロンガスに代表される冷媒は、その害を甘受してでも使わざるを得ない「必要悪」だと認識されてきた。

さらに、温室効果ガス排出の国際規制により、地球温暖化の問題も共に解決できる代替物質が要求される中で、特許庁は最近、温室効果ガスの排出量を大幅に減らす第4世代の新冷媒が、新たに脚光を浴びていると明らかにした。

その第4世代の代表的な新冷媒は、ハイドロフルオドオレフィン (HFO) 系冷媒だ。

HFOは、従来の冷媒と比べて高価で、燃えるというデメリットもあるが、温室効果ガスの排出は殆どなく、エネルギー効率性が高いというメリットがある。

特許庁によると、2003~2017年の冷媒関連の特許

出願件数は計686件で、温室効果ガス排出量を大きく削減する、第4世代の新冷媒に関する特許出願が着実に増えている。

特に、2008年からHF0系冷媒を含む出願件数が急増すると同時に、同期間のHOF系の割合が65%まで増加した。

かかる出願傾向は、国際規制で2008年から温室効果ガスを多く排出する従来の第3世代の冷媒の生産と使用を減らし、第4世代の新冷媒の要求が高まってきたからだと分析される。

出願人別の現況を比較分析すると、2008年以降、韓国出願における外国人の割合は79%であり、その中でもHF0系冷媒における外国人の割合は92%であることが分かった。

米国のハネウエルが26%、デュポンは18%で第4世代の新冷媒市場の先取りを主導している一方、韓国企業は殆ど輸入に依存しており出願件数は僅かだ。

特許庁の精密化学審査課長は、「冷媒は自動車、冷蔵庫、エアコンなど、生活の隅々で使われている物質なので市場規模が大変大きいですが、最近では、環境被害と関連して厳格な国際標準が求められている」とし、「特許庁は、環境にやさしい冷媒が早急に開発されるよう、関連特許の動向を提供していく予定だ。また、第4世代の新冷媒の開発は、雇用創出の上でも多くの助けとなるだろう」と語った。

入手困難な「シュプリーム」、街頭にあふれている訳は？

新しくて個性的な米国のストリートブランド「シュプリーム」。少量生産のためになかなか手に入らない筈の製品が、明洞やインターネットでは容易に目に付く。というのも、韓国で安く販売されている商品は所謂「コピー」商品だからだ。

2018年7月のソウル市中区庁の発表によると、東大門のファッションタウンや南大門市場、明洞などでコピー商品の販売及び流通行為を集中的に取り締まった結果、今年1～5月までの累積摘発件数は208件となり、昨年同期の摘発件数154件よりも35%増加し

た。また、今年の1～5月にコピー商品の販売業者から押収した件数は5万3326点で、昨年の同期間における10万9351点から半分程度に減っている。これは昨年、中区庁が同区内の保管倉庫や東大門ファッションタウンの間屋街の秘密倉庫を急襲し、10万点を超える物品を押収したが、ボタンやラベルなどの副資材が多く含まれていたからと分析される。

但し、全てのコピー製品が取り締まりの対象になる訳ではなく、韓国で商標登録されているものが対象となる。しかし、シュプリームの場合、韓国に法人や支社が存在せず、商標権も登録されていないため、取り締まりの対象とされていない。よって、コピー商品が堂々と販売されているのだ。中区庁の関係者は、「米国シュプリームは、韓国に商標が登録されていないために取り締まりはしていない」とし、「昨年、ルイヴィトンとコラボレーション商品を出した時のみ、ルイヴィトンの商標権のため違法なコピー商品を取り締まった」と語った。

明洞で洋服店を経営しているチェ某氏は、「韓国で販売されているシュプリームは、ほとんどがコピー商品だ」と語り、「リセラー（再販業者）たちが売る本物のシュプリームのフードTシャツの場合、100万ウォンを越えることもある」と語った。実際、明洞にはシュプリームのコピー商品が多くあり、値段も8000ウォンからオリジナルの定価よりもはるかに安く、その中でも、中国製より韓国製の方が質が良いとの理由で多少高く売られていた。



明洞などで容易に目に付く「SUPREME」

シュプリームの場合、韓国に直営店がないためにコピー製品がたくさん売られているという見方もある。シュプリームのホームページを見ると、直営店は、米国、英国、フランス、日本だけにあり、店舗の数も多くはない。米国では、ニューヨーク、ブルック

リン、ロサンゼルス3ヶ所、英国はロンドンに1ヶ所、フランスはパリに1ヶ所、日本は東京などの6ヶ所がそのすべてだ。

さらには、韓国特許庁には、シュプリームと似ていながらも若干異なるシュプリーム商標権が登録されているという状態だ。よって、米国のシュプリームとは多少異なるが似ているシュプリーム製品が、韓国のあちこちで販売されている。この商標は、ソヒョンアパレルが登録して関連製品を販売している。米国シュプリームの英語のロゴは斜体だが、ソヒョンアパレルが販売する製品のロゴは真直ぐだ。ソヒョンアパレルの関係者は、「韓国で商標権を出願した正式な製品であり法的な問題は全くない」とし、「5~6年前から、主にネットで販売しており、明洞や東大門などで売られているものは、中国などからのコピー商品だ」と語った。一部では、ソヒョンアパレルが登録した商標ゆえに、シュプリーム本社が韓国に進出できないのではないかという話も出ている。



ソヒョンアパレルが登録した「SUPREME」標章

本事例から、海外で著名な商標であっても、韓国で事業を営む予定があれば、必ず商標登録を先に行い、標章に対する権利を確保することが重要だということが、改めて分かる。

最新技術

AI感染の有無を直ちに判別できる 新技術

韓国の研究陣が、鳥インフルエンザ(AI)ウイルス感染の有無を迅速に確認できる新しい技術を開発した。

韓国科学技術研究院(KIST)分子認識研究センターのイ・ジュンソク前任研究員と建国大学獣医学部のソン・チャンソン教授の共同研究陣は、「AIウイルスに感染した細胞から出ている活性酸素の原因物質

(超過酸化物)と反応する蛍光染料を用いて、AI感染の有無を直ちに確認できる新技術を開発した」と明らかにした。

従来のAI感染判別法では、種卵接種法と遺伝子検査法が主に用いられてきた。しかし、種卵を培養するための追加施設や分析時間を要するために、最終結果が出るまで最長で7日もかかる。ゆえに、AI拡散を効率的に防ぐ上での困難があった。

研究陣は、AIウイルスに感染した細胞から活性酸素が発生するという点に着目し、活性酸素を作る超過酸化物に蛍光物質を反応させて、これらの限界を克服した。追加装備なしで感染の有無を迅速に把握できるというのが最大のメリットだ。

イ前任研究員は、「今後、AIウイルスの速やかな診断と拡散防止、これによる損失額の保全に重要な役割を果たすことが期待される」と語った。今回の研究結果は、国際学術誌『Angewante Chemie International Edition』の最新号に掲載されている。

中低温セラミック燃料電池の性能を 倍に向上させた技術開発

韓国の研究陣が、次世代の燃料電池素材として注目されているプロトンセラミックの電解質薄膜化に成功し、中低温燃料電池の性能を画期的に高めることのできる基礎を築いた。

韓国科学技術研究院(KIST)では、高温エネルギー材料研究センターのソン・ジウオン博士のチームが、高麗大学のシム・ジュンヒョン教授チームと共に中低温で作動するプロトンセラミック燃料電池(PCFC)の性能の極大化について研究、セラミック電解質を効果的且つ安定的に薄膜化する技術を開発し、中低温燃料電池の性能を画期的に高めることに成功したと明らかにした。

従来の燃料電池は、作動温度により200℃以下の低温型と600℃以上の高温型に大きく区分される。低温型燃料電池は、高価な白金触媒を使用しなければならず、高温型は、安価なセラミック物質で製作できるが、高い作動温度により劣化し、性能が低下する問題がある。

このため、代案として300~600°Cの中低温で動作するセラミック燃料電池が期待を集めている。その中でも、PCFCは、酸素の代わりに軽い水素イオンを伝導するセラミック膜で構成された燃料電池であり、中低温領域で従来のセラミック電解質より100倍以上高い伝導度を示し、次世代の燃料電池の材料として注目されている。しかし、薄膜にするのは難しく、他のセラミック物質との結合力が弱いというデメリットもあり、性能が従来の燃料電池より著しく低いため、実用化の可能性については懐疑的な見通しが多かった。

しかし、研究陣は、安定した電解質の薄膜化に向けてマルチスケール (multi-scale) のプロトンセラミック燃料電池の構造体を開発し、従来のプロトンセラミック燃料電池と比べて、2倍以上の性能アップに成功した。

PCFCでは、電解質の抵抗が性能に大きな影響を及ぼすが、電解質の厚みが増すことで、燃料電池全体の性能低下につながりかねない。しかし、同研究陣が開発した電解質は、マルチスケール構造であって、ナノメートルレベルの小さな粒子の上で成長させられるので、1 μ mまで薄くすることができる。

研究陣は、髪の毛より細い電解質が、燃料電池全体の抵抗を大きく減らし、既存の同種物質であるPCFCより2倍以上高い出力性能が得られたと説明した。

ソン博士は、「中低温燃料電池の開発は、今後、燃

料電池がエネルギー・システム分野における位置を確立するための必須要素」だとし、「この研究結果は、従来の燃料電池の研究に新しいパラダイムを提示する重要な転機になるだろう」と語った。

同研究結果は、国際学術誌「Advanced Energy Materials」に掲載されている。

韓国における知的財産問題でお悩みですか 新しい選択、HA&HAにお任せ下さい。

(調査、特許・実用新案・デザイン・商標の出願及び登録、著作権、電子商取引、
インターネット上の権利、コンピュータープログラム、侵害訴訟及び各種紛争)

河 合同特許法律事務所

ソウル市瑞草区Juheung 3-Gil 1 栄和B/D(盤浦洞)
Tel : +82-2-548-1609
Fax : +82-2-548-9555, 511-3405
E-mail : haandha@haandha.co.kr
Website : <http://haandha.co.kr>

SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

ソウル市瑞草区Juheung 3-Gil 1 栄和B/D(盤浦洞)
Tel : +82-2-3443-8434
Fax : +82-2-3443-8436
E-mail : st@stpat.co.kr